

# 浄化槽設置補助制度について

## 制度の主旨

この補助制度は、川や海をきれいにするために、単独処理浄化槽や汲取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に、補助金を交付する制度です。

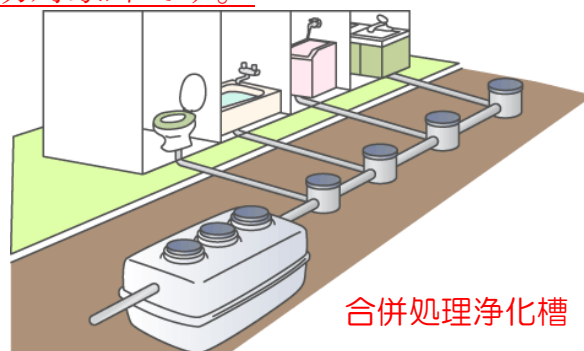
### 1 対象の建物（50人槽以下の浄化槽を設置する次の建物）

- (1) 既存の住宅
- (2) 既存の併設住宅（例：店舗付住宅、事務所付住宅など）  
（住宅部分の処理対象人員が1/2以上であること）
- (3) 既存の集会施設（地域の公民館等）

※ 新築（建替えを含む）の建物は補助対象外です。

### 2 対象の地域

公共下水道事業計画区域以外の地域  
（七ツ島二丁目を除く）



### 3 補助金の額

人槽区分	浄化槽の設置に要する費用	単独処理浄化槽からの転換		汲取り便槽からの転換
		単独処理浄化槽の撤去に要する費用	宅内配管工事に要する費用	汲取り便所改造に要する費用
5人槽	332,000円	90,000円	300,000円	390,000円
6～7人槽	414,000円			
8～10人槽	548,000円			
11～20人槽	627,000円			
21～30人槽	981,000円			
31～50人槽	1,358,000円			

※上記の金額は、限度額です。

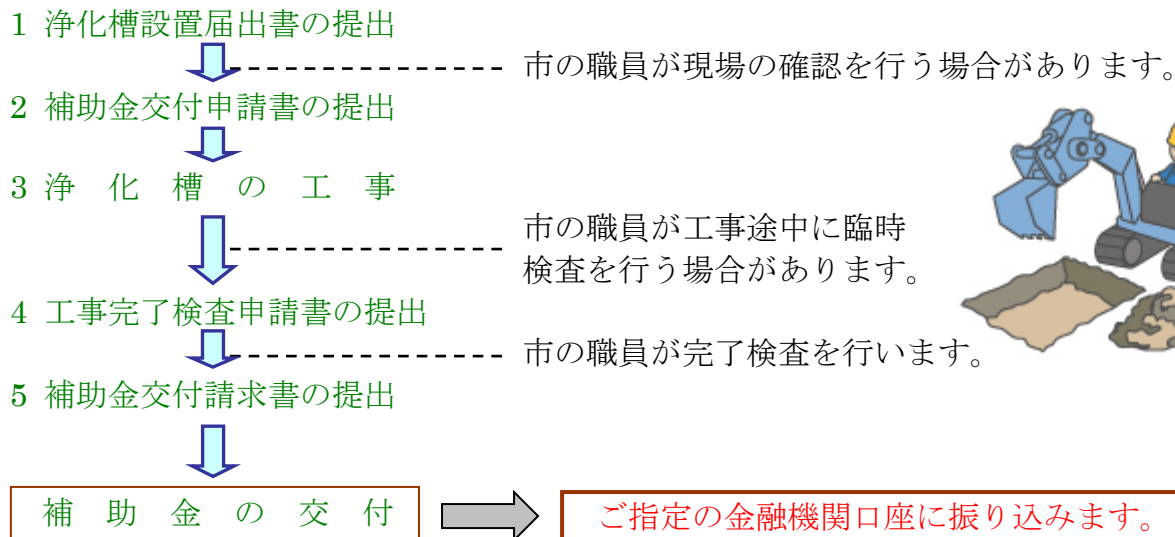
※浄化槽工事業者は、[鹿児島県環境保全協会 鹿児島市支部](#)にお問い合わせ下さい。  
(電話 296-9011)

▼注意 市が工事業者に委託して設置工事を勧めることはありません。

(うらへ続く)

## 4 手続きの方法

補助金の交付を受けるための手続きは次のとおりです。  
なお、手続きについては、工事業者が代行できます。



### 浄化槽設置後は！

浄化槽の機能を十分に発揮させるために、浄化槽法で定められた**保守点検・清掃・法定検査**を受ける必要があります。

#### 保守点検

浄化槽の管理者（設置者）は、浄化槽の機能が正しく働き、処理水が法律で定める基準内で流されるよう、定期的に保守点検を行うことが義務づけられています。

保守点検は、市長の登録を受けた**保守点検業者**に委託し、実施してください。



#### 清掃

浄化槽をある期間使用していると汚泥やスカムが溜まり、浄化する機能が低下して処理水質が悪くなるため、毎年1回以上清掃することが必要です。

清掃は、市長の許可を受けた**浄化槽清掃業者**に委託し、実施してください。



#### 法定検査

浄化槽の管理者（設置者）は、浄化槽法の規定により浄化槽の法定検査を受ける義務があります。法定検査には使用開始検査と定期検査があり、検査は県知事が指定する検査機関の**(公財)鹿児島県環境保全協会**が行っています。

(電話**296-9000**)



(問い合わせ先)  
鹿児島市 環境保全課  
電話 216-1291 (直通)